

2023年（令和5年）5月15日

明石市立学校  
保護者様

明石市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症による欠席期間の報告書の使用について

平素は、本市の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、明石市医師会と協議し、**季節性インフルエンザと同様に、「新型コロナウイルス感染症による欠席期間の報告書」を使用することとします。**なお、その他の感染症（インフルエンザを除く）については従来の「登校（園）許可書」を使用いたします。

保護者の皆様におかれましては、下記の使用方法等をご一読の上、ご理解ご協力賜りますよう、よろしく願いいたします。

### 記

1 使用開始日 令和5年5月15日（月）

### 2 使用方法

- (1) 新型コロナウイルス感染症の診断を受けた際、**医師に発症日を尋ねてください。**
- (2) 医師から聞いた発症日を「新型コロナウイルス感染症による欠席期間の報告書」に記入してください。
- (3) 「発症後5日」かつ「熱が下がった後1日」経過した日に登校可能と記入してください。登校可能となった日以降、登校することができます。
- (4) 「新型コロナウイルス感染症による欠席期間の報告書」は登校した際、学校に提出してください。

### 3 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる場合には、「新型コロナウイルス感染症による欠席期間の報告書」を持参して受診してください。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症による欠席期間の報告書」および「登校（園）許可書」は、市教育委員会および学校のホームページよりダウンロードできます。

# 新型コロナウイルス感染症による欠席期間の報告書【幼稚園以外】

明石市立学校長 宛

《新型コロナウイルス感染症罹患者》 年 組 名前

医療機関で聞いた発症日  
を記入してください。

保護者名

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
日にち											
症状が軽快した日に○											

《受診した医療機関》 《受診日》 令和 年 月 日

## 【記入方法及び留意点】

- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、必ず学校へご連絡ください。
- 新型コロナウイルス感染症の場合、以下の2つの条件を満たさなければ登校できません。  
①発症した後5日経過している。②症状が軽快後1日経過している。
- ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ※この間は「出席停止」の扱いになります。（学校保健安全法施行規則第19条）
- 登校する日に、必要事項を記入したこの報告書を学校に提出してください。  
（医療機関で書いてもらう必要はありません。）
- この報告書は教育委員会及び本校ホームページからダウンロードすることができます。
- 新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる場合には、この報告書を医療機関へ持参してください。

医療機関で聞いた発症日  
を記入してください。

発症後、最低5日間は登校できません

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
<b>例1</b>	日にち	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7
	症状が軽快した日に○		○	1日目				登校可能
<b>例2</b>	日にち	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7
	症状が軽快した日に○					○	1日目	登校可能

症状が軽快した日の翌日は登校できません